

ドイツにおける過去の克服 —比較して日本のあり方を考える

横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授 山根徹也

ドイツと日本の歴史はしばしば比較されるが、特に第2次世界大戦において両国は同盟国であったばかりではなく、多くの戦争犯罪や人道に対する罪を犯したことで共通している。しかし、そのような過去に対する現在の両国の社会と政

府の向き合い方にはかなりの違いが見られるようである。ドイツでは、1933年から第2次世界大戦終結までにナチス・

ナチス・ドイツの犯罪

大量に行われた。また、大量の捕虜や、占領地の一般市民などがドイツの軍需産業などのために強制労働に服せられた。

そのなかで過酷な労働や食糧不足、不衛生な環境のために苦しめられ、多くの人が命を落とした。

ドイツ国内では、ナチス政権成立から政治的反対派への苛烈な弾圧がなされたが、さらに、ナチスのイデオロギーに照らして排除の対象とされたさまざまなかテゴリーに属する人々が、差別と迫害、さらには殺害の対象となった。

ナチス体制によって「反社会的分子」とされた人々とは、すなわち「労働忌避者」とされた定職に就かない人々や、非定住的な生活をする人々、常習的に犯罪を犯した人々、あるいは売春婦などであった。

ドイツと日本の歴史はしばしば比較されるが、特に第2次世界大戦において両国は同盟国であったばかりではなく、多くの戦争犯罪や人道に対する罪を犯したことで共通している。しかし、そのような過去に対する現在の両国の社会と政

府の向き合い方にはかなりの違いが見られるようである。ドイツでは、1933年から第2次世界大戦終結までにナチス・ドイツが行った犯罪的行為の問題を取り組む一連の努力を「過去の克服」と呼んでいる。本稿では、はじめにナチス・ドイツが行った行為を簡略に概括したうえで、戦後ドイツ、特に西ドイツで始まり現在の統一ドイツで続けられている「過去の克服」の特徴を見てみる。^① そのうえで最後に安倍晋三総理大臣が2015



また、ナチスは優生学思想を採用し、精神障碍者など、ナチス体制から見て遺伝性の障礙があるとされた人々を有害な分子として排除の対象とした。戦争が始まるとまもなくヒトラーの指令により、「安樂死作戦」と呼ばれる障碍者の殺戮が始められ、ドイツ国内だけで数万人の人々が命を奪われた。

同性愛者も差別・迫害の対象とされ、強制収容所に監禁され、その多くが命を落とすことになった。

そうした犯罪的行為のなかで最も知られているのは、ユダヤ人絶滅政策の実行、いわゆる「ホロコースト」^③であろう。ナチスは人種主義をその中心的な教義とし、特にユダヤ人^④をドイツとヨーロッパにとって有害な人種であるとする反ユダヤ主義（反セム主義）を掲げていた。ヒトラーの政権獲得時からユダヤ人への迫害は始まり、戦争勃発後はソ連など各地で大量殺戮が行われるようになり、特に1942年以降はドイツ本国、およびポーランド、ソ連領などをはじめとするヨーロッパの過半に及ぶ占領地と同盟国のユダヤ人への迫害と殺害を行い、推計でおよそ600万人の犠牲者を産み出した。^⑤また、シンティ・ロマ（ジプシー）^⑥も同様に人種差別と大量殺戮の対象となっ

た。

ドイツにおける「過去の克服」

石田勇治の整理によれば、ドイツにおける「過去の克服」は、具体的には以下の4種類の取り組み、すなわち、（一）被害者補償、（二）司法訴追、（三）ネオナチ規制、（四）歴史教育など政策・制度面での実践と、これらの取り組みを支える文化的活動の総体を指す。^⑦最後の文化についてでは最近では「想起の文化Erinnerungskultur」という呼称でよく議論がなされるようになっている。政府の政策と想起の文化の両面に関わるものとしては、例えば、その時代の出来事を記念する行事における大統領、首相などの演説など、国家の過去に対する態度を表明する活動も挙げができるだろう。

しばしばドイツにおける過去の克服は、日本の場合と比べて先進的であると評価されている。それは必ずしも誤りではないが、戦後当初からドイツがそうであったわけではないし、また現在のドイツに問題が残されていないわけではない。

戦後ドイツは東西に分かれたのであるが、ここでは現在の統一ドイツの政治文化の基礎を形成した西ドイツに着目して

みよう。^⑧

終戦後まもなく連合国によってニュルンベルク裁判、ニュルンベルク継続裁判が行われ、戦争犯罪と「平和に対する罪」のほか、「人道に対する罪」が裁かれることになり、戦闘に関連する犯罪だけではなく、民間人の奴隸化や大量殺戮に関与した者がある程度、処刑、処罰された。

しかし、過去に向かい合う姿勢はすぐには社会に定着しなかった。戦後、1960年代初めころまでのドイツでは、多くの市民は、虐殺事件については「知らなかつた」と主張し、記憶を抑圧する態度、「過去」について語らない態度が社会では支配的であった。ナチス体制への批判も浸透しておらず、1948年のある世論調査では、「ナチズムは良い理念だが、実行のし方が悪かった」という意見に賛成する者が58パーセントを占めていた。^⑨

西ドイツ（1949年成立）においても状況は大きくは変わらない。アデナウアー政権（1949～1963年）は、西側の一員としてドイツが出発することをめざしていたので、西欧諸国や親米的なイスラエルとの外交を重視していたこともあり、また、西側共通の民主主義的価値観を確立する必要があつたこともあり、「ドイツ民族の名において」それら

の犯罪行為がなされたことを公式に認め、ホロコーストの犠牲者への補償政策を開始した。イスラエルと締結したルクセンブルク協定（1952年）、その他の各國のユダヤ人犠牲者への補償を定めた連邦補償法（1956年）はその成果であった。しかし同時に、西ドイツ社会において元ナチスが勢力を温存することを容認したばかりか、ナチス時代の有力な内務官僚ハンス・グロッケを連邦首相府長官として重用するなど、この時期の西ドイツ国家にはナチス時代との連續性の面も見られた。

こうした状況に対しても西ドイツ社会内でも、批判する声はあげられていた。哲学者カール・ヤスパーは、「罪責論」において、ナチスの犯罪に直接関与した者はには刑事的責任があるとしたうえで、ヤスパー自身も含むその他の一般国民の政治的責任をも問う必要性を訴えた。^⑩ 今ではあまり知られていないが、市民、学生の運動もそうした動きのなかで重要だった。例えば、大学助手ラインハルト・シュトレッカーは1950年代末から1960年代にかけて、彼に協力する学生運動団体とともに、西ドイツ国家のなかで勢力を保つナチス司法官僚やグロッケの過去を明らかにする運動を行った。

訴追をめざした検察官フリッツ・バウアーハの活躍は現在ではよく知られており、映画化もなされている。その努力は実り、1963年からフランクフルト・アウシュビツ裁判が開始された。それに先立つ1961年、ホロコーストの主要な責任者の一人アルフ・アイヒマンの裁判がイスラエルで行われ、その模様はドイツ社会にも大きな衝撃を与えていた。こうした動きから、西ドイツ社会の過去に対する意識は徐々に変化していった。さらに、1968年に西ドイツでも他の西側諸国と同様に大学生らの抗議運動が高揚した。そのなかで若者たちは、父世代がナチス期に犯した犯罪を意識的に問い合わせることを始めた。1979年に、アメリカ作品のテレビ・ドラマシリーズ「ホロコースト」が西ドイツで放映され、はじめてお茶の間レベルでユダヤ人大量虐殺の出来事が認識されるようになったことも、社会的なレベルでの歴史認識において大きな役割を果たした。

1980年代のコール政権期には、その点で振り戻しがあり、特に政権を支える保守派のあいだでは、過去をこれ以上問うことはやめようという傾向も見られた。そのようななかで、1985年5月、レーガン米国大統領が西ドイツを訪問したさいに、コール首相とともにビットブルクの戦死者墓地で献花するというセレモニーが行わたが、この墓地にはナチスの武装親衛隊員も葬られているために、大きな論争となつたという出来事もあった。

しかし、コールと同じキリスト教民主同盟に所属するヴァイツゼッカー大統領は同じ5月に、終戦40年を記念する有名な演説を行い、ナチスの過去に向き合うことを国民に訴えた。

大統領は「われわれは今日、戦いと暴

いにひざまずいたという出来事である。それは、西ドイツ国家が過去のナチス・ドイツの罪について謝罪を表明したこと意味していた。西ドイツ国内では賛否両論の大きな論争を呼んだが、その後しだいに西ドイツ政府は、踏み込んだ過去の克服政策と想起のための取り組みに向かうようになる。

ヴァイツゼッカー大統領演説とそれ以降

力支配とのなかで斃れたすべての人々を哀しみのうちに思い浮かべております。ことにドイツの強制収容所で命を奪われた600万のユダヤ人を思い浮かべます」と述べ、ユダヤ人絶滅政策をはじめとする残虐行為をドイツが行ったことを確認しつつ次のように言う。

「一民族全体に罪がある、もしくは無実である、というようなことはありません。罪といい無実といい、それは集団的ではなく個人的なものであります。〔略〕しかしながら先人は彼らに容易ならざる遺産を残したのであります。

罪の有無、老幼いすれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。

だれもが過去からの帰結と関り合っており、過去に対する責任を負わされております。

〔略〕過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。^⑫

こうしてヴァイツゼッカーは、過去の犯罪行為が国民のうちナチスの犯罪行為に関わっていない者、特に戦後に生まれた者は個人として「罪 Schuld」を負

うのではないということを認めながら、ドイツ国民全員が過去に対する「責任 Haftung」を負っていることを公に確認したのである。そして、その責任とは、まず過去を「心に刻むこと Erinnerung」であるとし、互いに助け合って記憶の作業を行っていくよう呼びかける。ここに現在のドイツ国家の過去に対する公式の態度が定式化したと言えよう。その後の西ドイツ、統一ドイツの大統領や首相は、個々の政治的立場によってトーンに違があるものの、ほぼ一貫してこのように過去に対する「責任」を認めること、またくりかえしそれを公式に確認することを一貫している。

例えば、強制労働の補償に関わる1999年のラウ大統領の演説は、さらに一步踏み込んで犯罪被害者に対する謝罪を表明したものとして注目に値しよう。

戦後の補償問題では、ユダヤ人犠牲者への補償の問題がある程度解決したのも、さまざまな被害者への補償をどうするかについては課題が残っている。その

ここでは大統領が公式に、ドイツ国家が過去に起きたことから帰結する責任があることを認め、さらに明示的に謝罪の言葉を述べているのである。

現在でもドイツ政府を代表する人々は、こうした過去への態度表明を行っているだろうか。

2015年1月27日は、アウシュヴィッツ収容所解放70周年にあたった。前日の26日、首相アンゲラ・メルケルはベルリンで次のような演説をしている。

〔略〕アウシュヴィッツはドイツによつた。この年に、強制労働の犠牲者のために、政府および企業の拠出により100億マルクを支払うための「記憶・責任・未来」基金が設立され、補償を開始したのであった。^⑯ この基金の設置が決定されたさいにドイツ大統領ヨハネス・ラウは演説を行い（1999年12月17日）、次のように述べている。

て犯されたショアー「大災厄」。ナチス・ドイツによるユダヤ人大量虐殺を指して使われる」という文明破壊を表す言葉になっています。

このことで、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制絶滅収容所が周年を迎える日付は、たいへん特別な意味を帯びることになります。明日の70周年の日において、わたしたちは600万人の殺害されたユダヤ人のことを心に刻みます。わたしたちは、シンティ・ロマの人々の残酷な運命を心に刻みます。ナチズムに敵対した人々に対する無慈悲な扱いを心に刻みます。障碍を負った人々、同性愛者、強制労働に服せられた人々、ドイツに侵略された国々の苦難を強いられた人々のことを心に刻みます。わたしたちは、ナチズム支配下のドイツによって迫害され、虐待され、苦しめられ、追放され、殺害されたすべての人々のことを心に刻みます。

人道に対する罪に時効はありません。

わたしたちは、当時の犯罪行為についての知識を伝えなくてはならず、記憶をはつきりと保ち続ける責任をこれからもいつまでも続けるのであります。〔略〕

ここでも、犯罪行為を行ったのがドイツであること明示的に確認し、その罪に時効はなく、ドイツ国民とドイツ政府の責任は「いつまでも続く」ものであることを強調していることに注意すべきであろう。

ごく最近の例として、2018年11月

9日に行われた大統領の演説を見てみよう。この日は、ドイツ革命勃発の百周年にあたり、共和制と民主主義体制がドイツで初めて築かれたことを記念するという意味づけでドイツ連邦議会において式典が行われた。シュタインマイアー大統領は「ドイツの共和国万歳！」我らの民主主義万歳！」という言葉でしめくくる演説を行ったのだが、この演説のなかで彼は、ドイツ革命だけではなくさまざまなもの過去を想起する言葉を語った。

11月9日はナチスが全ドイツにおいてユダヤ人を襲つたいわゆる「水晶の夜」の記念日もあるのだ。そのことにふれて、大統領は述べる。

もちろん過去を記憶する努力は、政府首脳の演説だけで十分なわけではない。具体的な、そして正確な「記憶」を人々が共有する機会が提供されなくてはならない。そのためには、政府、自治体、教育機関、メディアにより、また市民のインシアティブでさまざまな取り組みがなされている。

現在では、教育の場面でもナチスの侵略戦争と犯罪行為の歴史については詳細に教えること、また、資料を豊富に用いつつ、生徒が主体的に問い合わせ、答えを探求することによって認識を深めるようにすることが留意されている。連邦制を取るドイツでは、教育行政の権限は国ではなく州にあるが、州政府が定める指導要領ではそうした規定が盛り込まれている。

現在出版されている歴史の教科書を開くと、こうした指針にそった努力がなされていることがよくわかる。〔略〕

教育、記念碑と記念施設

祝典として行われた記念行事においても、ドイツ政府は、ドイツが犯した過去の罪を確認することは忘れてはならないのである。そして、ここでも「終始点のない責任」が確認されている。

広義の教育においては学校だけではなく、博物館などを通じての社会教育も重要な役割を果たす。実際、ドイツではナチズムの過去に関する記念碑と記念施設を開設し、そこを拠点に記憶を伝える活動がさかんである。

そうした記念碑の代表的なものは首都ベルリンにある「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人の記念碑」であるが¹⁶⁾、ここでは、首都ベルリンにあるもう1つの施設を紹介しよう。

それは、「テロルのトポグラフィー」である。ベルリンの官庁街の一角、ブリンツアルブレヒト通り8番地（現、ニーダーキルヒエン通り8番地）と隣接地帶には、ナチス体制の暴力の中心機関であった全国保安本部、国家秘密警察（ゲシュタポ）などの本部施設があった。戦後は建物の跡は撤去され、ベルリンの壁沿いの西ベルリン側にあつたこの場所は、長いあいだ忘れ去られていた。しかし、1970年代末からこの場所にナチスの暴力を記念する施設を開設するというアイディアが出され始め、ヴァイツゼッカーベン市誕生750周年行事のなかで、この

場所でナチス期の過去を記念する展示会が開催された。

日本の場合

その後、恒久的な施設を開設するための財団が設立され、連邦政府およびベルリン州からの援助もなされることが決まり、実際の施設建設は難航した。財団の学術顧問（ラインハルト・リュールプ（ベルリン工科大学教授）¹⁷⁾が連邦と州政府があまりにこの計画への援助に不熱心であることに抗議して2004年に辞任するという出来事もあった。しかし、建造物の建設は2007年に開始され、2010年に開館となった。現在、全国保安本部、ゲシュタポと親衛隊が行った犯罪を解説する常設展示のほかに、そのときどきの特別展示があり、また、頻繁に講演会が催される。図書館も備え、スタッフによるガイドや、青少年、社会人向けのさまざまなセミナー、ワークショッピングなどの活動が行われている。また、財団は連邦全域での記念活動の調整や助言なども行っている。¹⁸⁾

そのほかにも、ベルリン市内だけでも至るところにナチズム期の犯罪を記念する記念館、記念碑、記念プレートなどを見ることができる。もちろん首都だけではなく、ドイツでは多くの地域で同様の取り組みがなされている。

さて、ドイツと比較して日本の現状はどうであろうか。

日本が戦時に犯した犯罪的行為については、周知のように戦後50年にある1995年に、村山富市首相の談話、いわゆる村山談話が公表された。この談話は、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」と述べ、日本が世界大戦においてアジア諸国に損害を与えたことを認め、「疑うべくもないこの歴史の事実を虚に受け止め」る態度を表明し、かつ「ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明」した。

先に見たようなドイツ政府の一連の態度表明と比較すると、さまざまの犯罪行為を具体的に挙げていない点で問題があるものの、損害と苦痛に対して日本国家に責任があると認めたこと、日本政府として「お詫びの気持ち」を表明したことは、共通する点であり、この点で談話は重要な歴史的成果であったと言える。

問題は現在の政府においてそのような態度が継承されているかである。

もちろんおりに触れて政府は現在でも、

村山談話を「継承する」と表明している。

しかし、周年行事などさまざまな機会に

おいてそのつど政府首脳が具体的な態度

表明を行っているドイツとは異なり、日

本では「継承する」と述べる以外に、首相または内閣が具体的に態度表明を行うことはほとんどない。はたして日本政府は過去と向き合う意思を持つているのか、疑問を持たれるのは当然なのである。

戦後70年を迎えた2015年の安倍晋三首相の談話^⑯においては、そのような問題が集中的に現れている。この談話は村山談話を継承するもののはずであり、また、ドイツのヴァイツェンハイ大統領演説などを意識していることは明らかである。その表現や内容には大きな問題がある。

まず、戦時期の日本が行つた侵略戦争とそのなかでのさまざまの犯罪行為についてはどうであろうか。安倍首相は言う。

このように、戦時に日本がアジア太平洋地域で諸国民に被害を及ぼしたことを見てはいる。しかし、この談話をよく見ると、日本が侵略戦争を行つたことを明示的に確認しているわけではなく、

また、南京事件における大虐殺や従軍慰安婦への加害などの犯罪的行為を日本が行つたことを認めているわけでもない。

また、「痛惜の念を表すとともに、永劫の、哀悼の誠を捧げ」るとしているが、謝罪の言葉を安倍首相がこの談話のなかで述べているわけではない。わずかに、「我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。

〔略〕こうした歴代内閣の立場は、今後も、「お詫びの気持ちはあります」と述べているにすぎない。これではかつての政府が「お詫びの気持ちはあります」と、今後の内閣がそれを継承することは

ず、食糧難などにより、多くの無辜の民が苦しみ、犠牲となりました。戦場の陰には、深く名誉と尊厳を傷つけられた女性たちがいたことも、忘れてはなりません。何の罪もない人々に、計り知れない損害と苦痛を、我が国が与えた事実。

述べているが、安倍首相本人と現在の政
府がどのように思っているのか明示され
ていない。

なお、未来については、「私たちの子
や孫、そしてその先の世代の子どもたち
に、謝罪を続ける宿命を背負わせてはな
りません」という言葉も述べている。こ
の言葉はまず事実に矛盾し、また談話の
なかの先に挙げた部分の趣旨とも矛盾し
ている。まず、「私たち」自身は謝罪す
る宿命を負っているよう言つてはいるが、
安倍首相の世代についても個人が謝罪
するよう迫られることはない。個人とし
て謝罪しなくてはならないのは、戦争当
時ににおいて犯罪を実行、またはそれに加
担した個々の者だけである。現在、「謝
罪を続ける宿命」を負っているのは日本
国家であり、日本政府であり、それゆえ
時の首相である。もしそのこと、つまり
政府による謝罪を指すのであれば、子孫
にその宿命を負わせないと述べれば、今
後政府は謝罪表明を行わないと表明した
ことになり、「今後も、搖るぎない」と
した先の言葉と矛盾するのだ。このよう
な混乱した表現はおそらく、この政府が
村山談話の継承を拒否することが国際的
な環境のなかで不可能であるのに、国内
の右派的ナショナリズム志向を持った支

持層に向けては「もう謝罪はやめた」という姿勢を見せたいというジレンマに由来するものであろう。

日本国内では、南京事件における大量虐殺の事実や、従軍慰安婦への加害を否定するような言説があふれ、安倍首相周辺の政治家からもそうした発言が見られるなか、政府の明確な態度表明は必要だったはずであり、国内においても国際社会においてもその点が注目されるのは当然であった。そのような状況のなかでこうした、あいまいな、また混乱した言葉しか表明しないことは、むしろ国家の責任を認めるることを回避しようとしているようしか見えない。

教育の面では、文科省の指導要領はたしかに、教科書において戦時期の犯罪的行為について記述することを明示的に禁止しているわけではないが、ドイツとは異なり、具体的な記述を積極的に行うよう指導しているわけでもない。実際には文科省の検定もあり、詳細で具体的な記述ができない状況であり、また、教育現場ではほとんどの場合十分な教育ができるのが現状であろう。マスメディア、特にテレビ放送では、こうした問題は歴史的事実に即して取り上げられることはきわめてまれである一方で、右派的なメ

ディアではむしろ歴史修正主義的な発言が拡散されている。首都に大きな記念碑を政府が援助しつつ建設するなどという動きはまったくない。

こうした状況はきわめて深刻である。日本において平和な社会を築くためにも、アジア地域での平和的な国際関係を構築するためにも、まず過去の侵略戦争とそのなかでの犯罪行為の事実に向き合い、事実認識を共有し続けることは絶対的に必要である。

最近は「徴用工」への補償をめぐる問題について日韓両政府間の緊張が高まっているが、この問題でも日本がかつて与えた被害を認識し、その認識に基づいて問題解決をはかることが日本側では必要であり、それが十分になされていないことが問題の悪化につながっている。先に挙げたドイツの「記憶・責任・未来」基金は参考になるはずである。記憶はただ既存の知識を暗記することによってではなく、正しい事実の探求に基づいてくりかえし構築されなくてはならない。そうした意味での記憶の構築のためには、ドイツにおけるように博物館における展示や、新たな記念碑の建設も必要であるし、とりわけ教育における歴史教育の教材内容、比重のかけ方の改善、そうした教育

を行う自由の確保が必要であろう。ドイツにもネオナチがあり、彼らを含む右派勢力は最近伸張している。ドイツ社会には「過去」認識について多くの課題が残されているのは事実である。ドイツ政府の政策にもなお多くの問題がある。しかし、それでもなお、日本の現状においてはさまざまな点でドイツの事例を参照し、考えていく必要があるのではないかだろうか。

▼注
① 過去の克服の全体像についてはおもに石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』（講談社新書、2015年）、ナチスドイツの戦争について簡略な概説としては、リチャード・ベッセル（大山晶訳）『ナチスの戦争—1918—1949 民族と人種の戦い』（中公新書、2015年）を参照。

② ナチス史の簡略な概観としては、石田勇治『ヒトラーとナチ・ドイツ』（講談社新書、2015年）、ナチスドイツの戦争について簡略な概説としては、リチャード・ベッセル（大山晶訳）『ナチスの戦争—1918—1949 民族と人種の戦い』（中公新書、2015年）を参照。
③ 「ホロコースト」という語は、ギリシア語版旧約聖書においてユダヤ教の神聖な儀式である燔祭を指す語に由来しており、それゆえ不適切とされることが多く使用には注意が必要であるが、ここでは、便宜的に用いることとした。
④ この場合の「ユダヤ人」とは、あくまでナチス政権が「ユダヤ人」とみなして差別対象とした人々を指すにすぎず、宗教や文化、言語、アインティティーにおいてはさまざまな人々であつたことに注意したい。

- (5) 文献は日本語のものだけでも多数であるが、簡略なものなかで優れた概説としては、芝健介『ホロコースト——ナチスによるユダヤ人大量殺戮の全貌』(中公新書、2008年)がある。ヴァンゼー会議記念館(清水雅大・山根徹也訳)『資料を見て考えるホロコーストの歴史——ヴァンゼー会議とナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策』(横浜市立大学新叢書8、春風社、2015年)も入門書と資料集を兼ねたものとして参照されたい。
- (6) 「ジープシー」はいまだに通用している言葉ではあるが、差別的な意味合いを持っているので用いるべきではない。
- (7) 前掲、石田『過去の克服』7ページ。
- (8) 東ドイツにおいてももちろん、司法訴追や想起のための政策など、過去の克服にあたる取り組みはなされた。しかし、それは独裁政党、社会主義統一党的公式イデオロギーの枠内で行われたものであり、その問題については慎重な検討が必要である。例えば、福永美和子『東ドイツの想起政策と統一後の変容——ブーベンヴァルト強制収容所をめぐって』(石田勇治・福永美和子編『想起の文化とグローバル市民社会』勉誠出版、2016年所収)を参照。
- (9) 石田『過去の克服』8ページ。
- (10) カール・ヤスペース(橋本文夫訳)『われわれの戦争責任について』(かくま芸文庫、2015年)。原著は1946年。
- (11) Michael Sontheimer, Der Erinnerer Justiz Reinhard Strecke prangerte früh an, dass Nazrichter in der Bundesrepublik Recht sprachen. Dafür wurde er zuerst gehasst, dann, sehr spät, geehrt. Geschichte eines übersehenden Helden. in: Der Spiegel, Nr. 7 (9. 2. 2019), S. pp.34-36. 筆者もハマムカ一家に会った。直接お話をうかがつてみた。

- (12) 原文→ヒューマン・アイツ大統領府サイト内 (http://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/DE/Richard-von-Weizsaecker/Reden/1985/05/19850508_Rede.html)。引用は、「荒れ野の四十年」(永井清彦編訳『言葉の力——ヴァインツァッカー演説集』岩波現代文庫、2009年所収、5、10、11ページ)。
- (13) この基金と次の演説については、矢野久「ヒューマン・アイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義」(『二田学会雑誌』第95巻第4号、2003年1月)などを参照。
- (14) (http://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/DE/Johannes-Rau/Reden/1999/12/19991217_Rede.html)。訳は、福永美和子氏の横浜市立大学における講演(2017年12月)による。
- (15) ヒューマンの歴史教育、特にナチズムの過去の扱いについては、川喜田敦子『ドイツの歴史教育』(白水社、2005年)を参照。
- (16) ヒューマンの記念碑の建設をめぐる問題については、米沢薫『記念碑論争——ナチスの過去をめぐる共同想起の闘い「一九八八～一〇〇六年』(社会評論社、2009年)を参照。

- (17) リュールプ教授は「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人の記念碑」の設立においても重要な役割を果たしている。私事だが、筆者は1990年代なかばに2年間ベルリン工科大学に留学したいに教授に指導をお願いしたという縁があり、こうした活動についてもお話を何度かうかがった。この問題に関する教授の来日講演の日本語訳、ラインハルト・リュールプ(西山暁義訳)「ナチズムの長い影——1945年以降のドイツにおける過去をめぐる政治と記憶の文化」(『ヒューマン研究』第8号、2009年3月)がある。なお、教授は昨年4月6日に他界された。享年83歳であった。この場をお借りしてご冥福を祈りたい。

筆者略歴（やまね てつや）

1965年神奈川県生まれ。1989年東京大学文学部卒業。1994年～1996年ベルリン工科大学（留学）。1998年同大学院総合文化研究科博士課程学位取得、博士（学術）。主な著書に『パンと民衆——19世紀プロイセンにおけるモラル・エコノミー』（山川出版社刊）、『資料を見て考えるホロコーストの歴史——ヴァンゼー会議とナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策』（横浜市立大学新叢書、共訳、春風社刊）そのほか。